

第504回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和3年9月7日（火）

午後3時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館（web開催）

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

5 議 題

第1号議案 なまこ漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について（諮問）

第2号議案 茨城海区漁業調整委員会会議規程の一部改正について

6 報告事項

（1）くろまぐろ遊漁について

7 そ の 他

8 閉 会



資料No. 1-1

漁諮問第 10 号

茨城海区漁業調整委員会

茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号）第 12 条第 1 項及び第 7 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準を別記のとおり定めたいので、同条第 3 項及び第 7 項の規定により意見を求める。

令和 3 年 9 月 6 日

茨城県知事 大井川 和彦



(別記)

平成 30 年 12 月 24 日付けで改正された漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 132 条第 1 項の規定に基づき、なまこは、特定水産動植物に指定されたことから、令和 2 年 11 月 12 日付けで全面改正した茨城県海面漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 73 号。以下「規則」という）第 5 条において、なまこ漁業を創設した。

今般、新たになまこ漁業の許可を行うため、規則第 12 条第 1 項の規定に基づき、別紙 1 のとおり制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を定めて公示するとともに、同条第 7 項の規定に基づき、別紙 2 のとおり許可の基準を定めるものである。

なお、許可の有効期間については、令和 3 年 7 月 29 日付け漁諮問第 8 号にて、5 年から 1 年に短縮する旨諮問し、令和 3 年 8 月 5 日付け茨漁調委第 38 号において差し支えない旨答申を得ている。

「新たに許可等をする知事許可漁業」の制限措置等の公示

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第5条第1項に掲げる漁業につき、規則第12条第1項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

第1 なまこ漁業

1 制限措置

(1) 漁業種類

なまこ漁業

(2) 許可をすべき漁業者の数

27人

(3) 操業区域

第1種共同漁業権の漁場区域を除く茨城県海面

(4) 漁業時期

1月1日から12月31日まで

(5) 漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月16日から令和3年10月15日まで

3 備考

(1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

(2) 当該漁業の許可又は起業の認可に関する取り扱いについては、規則に定めるものほか、別に定める取扱方針によることとする。

許可の基準

茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）第12条第7項の規定による許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準を次のように定める。

なまこ漁業

- 1 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

なまこ漁業許可の制限措置及び申請すべき期間並びに許可の基準について

令和3年9月7日
茨城県農林水産部漁政課

今般、新たに許可を行うなまこ漁業における茨城県海面漁業調整規則12条第1項及び第7項の規定による制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の基準については、以下のとおりとする。

なお、当該許可の有効期間は、他漁業との操業上の問題や漁獲による資源への影響について、検証する必要があることから、令和3年7月29日付け漁諮問第8号にて、5年から1年に短縮する旨諮問し、令和3年8年5日付け茨漁調委第38号において差し支えない旨答申を得ている。

1. 制限措置

- (1) 漁業種類 なまこ漁業（規則第5条第1項第2号）
(2) 許可すべき漁業者の数 27人

（理由）令和3年6月に行った漁協への実態調査の結果、漁業法改正以前に自由漁業により漁業権漁場外（港湾区域内等）で「なまこ」を採捕し漁業を営んでいた漁業者は、使用者を含め27人確認された。当該漁業の許可については、規則第9条第1項において「当該漁業ごと」に許可を受けることが規定されているため（いわゆる対人漁業）、実際に採捕していた漁業者の数である27人の許可を行う必要がある。

また、第1種共同漁業権漁場外のなまこ漁業については、漁獲実績等資料が乏しく、水産資源の保護培養上の必要な漁業者の数を導き出すことが難しいため、漁業調整上支障が無い範囲内で許可すべき数を定めることとし、採捕が把握できた27人を漁業調整上支障が無い漁業者の数として定める。

- (3) 操業区域 第1種共同漁業権の漁場区域を除く茨城県海面
(4) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

（理由）茨城県海面漁業調整規則において、「なまこ」を対象とする期間等採捕の制限が無いこと。また、第1種共同漁業権漁場における漁業権行使規則において「なまこ漁業」は、漁業を営むべき期間として制限を設けられていないことから、周年とする。

- (5) 漁業を営む資格 茨城県に住所を有する者

2. 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年9月16日から令和3年10月15日まで（規則第12条第2項）

3. 許可の有効期間

令和3年11月1日から令和4年10月31日まで（規則第16条第1項）

・令和3年7月29日付け漁諮問第8号、同年8年5日付け茨漁調委第38号（答申）のとおり。

4. 許可又は起業の認可に関する取り扱い

規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針による。

- ・別添「なまこ漁業の許可に関する取扱方針（案）」のとおり。

なまこ漁業の許可に関する取扱方針（案）（抜粋）

（許可の条件）

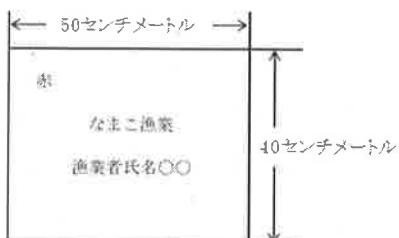
第8 規則第14条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。

(1) 操業時間は、日の出から日没までとする。

(2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合又は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。

(3) 当該許可にかかる採捕は、許可を受けた者1人に限る。なお、共同申請又は法人であつて採捕に従事する者は、許可証に記載された1人に限る。

別記様式



5. 許可の基準について

規則第12条第7項の規定による許可又は起業の認可をすべき漁業者の数が同条第1項の規定により公示した漁業者の数を超える場合の許可の基準は以下のとおりとする。

(1)	申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
(2)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者
(3)	申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
(4)	申請期間の1日目以前3年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者
(5)	申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者
(6)	前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

なまこ漁業の許可に関する取扱方針（案）

（趣旨）

第1 茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号。以下「規則」という。）

第5条第1項第2号に規定するなまこ漁業（以下「当該漁業」という。）の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（漁業の定義）

第2 当該漁業は、小型機船底びき網漁業及び潜水器漁業以外の方法により、なまこの採捕を目的として営む漁業とする（組合員行使者が営む当該組合員行使権の内容たる当該漁業を除く）。

（許可についての適格性）

第3 規則第11条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

（制限措置）

第4 規則第12条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

（1）漁業種類

なまこ漁業

（2）許可をすべき漁業者の数

水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

（3）操業区域

第1種共同漁業権の漁場区域を除く茨城県海面とする。

（4）漁業時期

1月1日から12月31日までとする。

（5）漁業を営む者の資格

茨城県に住所を有する者

（許可の基準）

第5 規則第12条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

（1）申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

（2）前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

（1）申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業において、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者

（2）前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

（1）申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

（2）前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

（1）申請期間の1日目以前3年以内において、本人が当該漁業以外の許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営んだ実績を有する者

- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業を許可や漁業権によらない自由漁業として営んだ実績を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第12条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

(継続許可)

第6 当該漁業は、規則第15条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第7 当該漁業は、規則第15条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(許可の条件)

第8 規則第14条第1項の規定による許可の条件は、次のとおりとする。

- (1) 操業時間は、日の出から日没までとする。
- (2) 操業を行うときは別記様式の標旗を漁船を使用する場合又は船上の見やすい場所に、漁船を使用しない場合は操業場所から視認できる陸上の見やすい場所に掲揚しなければならない。
- (3) 当該許可にかかる採捕は、許可を受けた者1人に限る。なお、共同申請又は法人であって採捕に従事する者は、許可証に記載された1人に限る。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第22条の規定により、毎年5月末日までに資源管理の状況等を別に定める方法により知事に報告しなければならない。なお、沿海漁業協同組合を通じて漁獲管理情報処理システムにより県に送信された事項については、これをもって報告があったものとみなす。

(許可の申請)

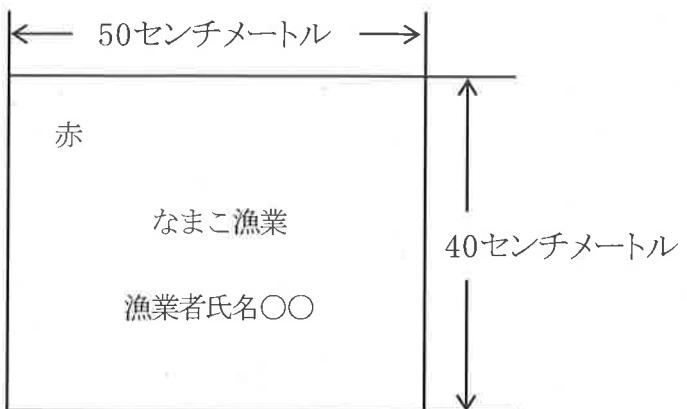
第10 規則第9条第2項において提出を求める書類は、以下のとおりとする。

- (1) 申請理由書
- (2) 第5の許可の基準にかかる営んだ実績等を証する書類
- (3) 船舶を使用する場合、自己所有船舶においては漁船原簿謄本又は漁船登録票の写し（但し、県内登録漁船の場合は省略可）、自己所有船舶以外の場合は、船舶使用承諾書又は傭船契約書の写し。
- (4) 茨城県内の漁業協同組合員にあっては、漁業協同組合長の副申書
- (5) (4)以外の者にあっては、個人の場合には、住民票の写し又はこれに類するものであって氏名、生年月日及び県内住所を証する書類とし、法人の場合は定款及び登記事項証明書とする。
- (6) 共同申請又は法人の場合においては、採捕に従事する者を1人に限定する届出及びその者の住民票の写し又はこれに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証する書類並びに規則第11条第1項に規定する適格性を有することを誓約する書面。

付則

1 この方針は、令和3年9月 日から施行する。

別記様式



資料No. 2

茨城海区漁業調整委員会会議規程の一部改正について

茨城海区漁業調整委員会事務局

【改正理由】

大規模災害や新型コロナウィルス感染症拡大など、天災事変等が発生したときの委員会開催の取り扱いについて、また、情報通信機器の発展を踏まえ、情報通信機器を用いた会議への出席について明示するもの。

【改正の内容】

第2条第4項を第6項とし、第4項、第5項に次の2項を加える。

- 4 会議は、天災事変等やむを得ない事象が発生したとき、会長の判断により延期、中止、又は情報通信機器を用いての開催とすることができる。
- 5 委員は、会長が認めるとき、情報通信機器を用いて会議に出席することができる。

○ 茨城海区漁業調整委員会会議規程 改正案

〔昭和36年3月20日〕
規 程 第 1 号

改正 令和3年9月 日規程第1号

(趣 旨)

第1条 茨城海区漁業調整委員会の会議は、漁業法（昭和24年12月15日法律第267号）に規定するもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議の招集及び議長)

第2条 会議は、会長が必要であると認めたとき、又は委員の3分の1以上の者から書面で会議に付すべき事件を示して請求があったときに招集する。

2 会議は、会長が招集し議長となる。ただし、会長に事故があり、かつ委員が互選した者にも事故があるときは、委員の中で最年長の者が議長となる。

3 会議の招集は、会議開催の日及び場所とともに、会議に付すべき議案、その他必要事項を5日前までに各委員及び関係者に通知して行う。

4 会議は、天災事変等やむを得ない事象が発生したとき、会長の判断により延期、中止、又は情報通信機器を用いての開催とすることができます。

5 委員は、会長が認めるとき、情報通信機器を用いて会議に出席することができます。

6 委員は、遅参、又は欠席しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

(令和3規程1・一部改正)

(会議の順序)

第3条 会議は、おおむね次の各号に掲げる順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 会長の挨拶
- (3) 議事
- (4) その他
- (5) 閉会

(会議の発言)

第4条 会議において発言しようとする者は、議長の許可を得なければならない。

2 議題の審議中は、他の議題について発言することはできない。

(動議の提出)

第5条 委員は、動議を提出することができる。

2 動議が提出されたときは、議長は、会議に諮ってこれを議題としなければならない。

(採 決)

第6条 議長は、委員が議事について自由に質疑し、意見を述べ論旨が尽きたときは、会議に諮つて採決しなければならない。

2 採決は、議長が異議の有無を問うて行う。ただし、議長が必要と認めたとき、及び出席委員の過半数より請求があったときは、投票によって採決することができる。

(傍聴)

第7条 会議は、議長の許可を得て傍聴することができる。

2 傍聴に関して必要な事項は別に定める。

(議事録)

第8条 会議の次第は、議事録に記載しなければならない。ただし軽易な事項に関しては記載を省略することができる。

2 議事録には、議長及び議長の指名する出席委員2人以上が署名しなければならない。

第9条 議事録には、おおむね次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日及び時間
- (2) 会議の開閉、延会、中止及び休憩に関する事項並びにその日時
- (3) 出席及び欠席委員の議席番号及び氏名
- (4) 会議に出席した関係者の氏名
- (5) 会議に付した議題
- (6) 議題となった発議及び討議の内容並びに発議者及び討議者の議席番号及び氏名
- (7) 議決事項
- (8) その他必要と認めた事項

(その他必要な事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この規程は、昭和36年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年規程第4号)

この規程は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

付 則 (令和3年規程第4号)

この規程は、公布の日から施行し、令和3年9月 日から適用する。

【茨城海区漁業調整委員会会議規程新旧対照表】

改 正 案	現 行
第1条 (略)	第1条 (略)
(会議の招集及び議長)	(会議の招集および議長)
第2条 1～3 (略)	第2条 1～3 (略) (新設)
4 会議は、天災事変等やむを得ない事象が発生したとき、会長の判断により延期、中止、又は情報通信機器を用いての開催とすることができる。	(新設)
5 委員は、会長が認めるとき、情報通信機器を用いて会議に出席することができる。	4 委員は、遅参、又は欠席しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。
6 委員は、遅参、又は欠席しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。	
第3条～第10条 (略)	第3条～第10条 (略)

くろまぐろ遊漁について

1 経緯等

(1) 令和3年3月16日（広域漁業調整委員会開催、委員会指示第39号発出）

- ① 30キロ未満の小型魚の採捕禁止の義務化
- ② 30キロ以上の大型魚の採捕実績報告の義務化

(2) 令和3年6月17日（水産庁から指導協力要請）

令和3年6月1日～6月16日、特に日本海でのくろまぐろの遊漁による採捕量が10.8トンとなり、令和2年の年間採捕量の10.2トンを超えた。

水産庁から、令和3年12月末までの期間、日本海・九州西海区で、くろまぐろを目的とした遊漁を控えるよう、都道府県や遊漁団体に対し、関係者への指導協力を要請。

2 結果等

(1) 令和3年7月29日（広域漁業調整委員会開催、委員会指示第40号発出）

① 指示趣旨

遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づく、くろまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

遊漁者に対する採捕の禁止期間の公示後は、禁止期間中、遊漁者はくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。

② 指示の有効期間

令和3年7月29日から令和4年5月31日まで

③ 指示に違反した者への対応方針

指導に従わないと見込まれる場合又は、再度違反が確認された場合は、漁業法第121条第4項で準用する同法第120条第8項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。

(2) 令和3年8月20日（太平洋広域漁業調整委員会、会長公示第1号発出）

遊漁者によるくろまぐろ採捕の禁止期間（令和3年8月21日から令和4年5月31日まで）を公示

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、遊漁者のかまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年七月一十九日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関 いづみ

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のかまぐろ（大型魚）の採捕の制限に関する委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
ア 漁業者が漁業を営む場合
イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
- (3) 「かまぐろ（大型魚）」 かまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 かまぐろ（大型魚）の採捕の制限

- (1) 太平洋広域漁業調整委員会会長は、太平洋における遊漁者によるかまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくかまぐろの資源管理の枠組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるかまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。
- (2) 遊漁者は、(1)の公示により、かまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、太平洋においてかまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。かまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年七月一十九日から令和四年五月三十一日までとする。

太平洋広域漁業調整委員会会長公示第一号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十号2(1)の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

令和三年八月二十日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関 いづみ

令和三年八月二十一日から令和四年五月三十一日まで

太平洋広域漁業調整委員会指示第二十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和三年三月十六日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 関いづみ

太平洋広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
ア 漁業者が漁業を営む場合
イ 漁業從事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2) 「太平洋」 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百五十二条第一項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋をいう。
- (3) 「くろまぐろ（小型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
- (4) 「くろまぐろ（大型魚）」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 くろまぐろ（小型魚）の採捕の制限

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（小型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（小型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ（大型魚）の採捕実績の報告

遊漁者は、太平洋においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主た

- る事務所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾数及び総重量
 - (3) 採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日
 - (4) 採捕した海域

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

5 その他

この指示の実施に關し必要な事項については、委員会会長が別に定めることに
よる。

